

より便利になるよう努力していきます。

休日に来庁される際には事前に確認されることをおすすめします。



お知らせ

ワイド版

INFORMATION

証明窓口サービスが土日でもご利用いただけます！

行方市では、現在、毎週土曜日に住民票及び戸籍謄(抄)本の交付窓口を開庁しておりますが、仕事や家庭の都合などで平日窓口に来ることのできない市民の皆様へのサービス向上のため、市役所麻生庁舎において、平成22年4月から毎週土曜、日曜日に、住民票の交付・各種証明書の発行など、業務を拡大し窓口を開庁いたします。

開庁日

毎週土曜日・日曜日(平成22年4月から) ※年末年始(12月29日～1月3日はお休みです。)

開庁時間

午前8時30分～午後5時15分

開庁場所

麻生庁舎1階 総合窓口

TEL 0299-72-0811

※北浦・玉造は開庁しませんのでご注意ください。

発行できる証明書

次ページの表をご確認ください。ただし、他の市町村や他の機関への問合せが必要な場合や書類に不備がある場合など、取扱いができない場合があります。

休日に来庁される場合には事前に確認されることをおすすめします。

平成22年4月1日から市役所の閉庁時間が午後5時15分に変わります。

閉庁時間が変更となる施設

市役所麻生庁舎・北浦庁舎・玉造庁舎
麻生・北浦・玉造保健センター
水道課

※公民館、図書館、市民運動場の利用時間に変更はありません。

市では、平成20年人事院勧告に基づき、職員の勤務時間を1日8時間(午前8時30分から午後5時30分)から1日7時間45分(午前8時30分から午後5時15分)に短縮させていただくこととなり、これに伴い、市役所等の閉庁時刻が一部変更になりましたので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、毎週土曜、日曜日に麻生庁舎において、住民票の交付、税証明などの窓口を開設いたします。市民の皆様のご利用をお待ちしております。

住民票、戸籍関係の交付

住 民 票 の 写 し 等	・住民票・住民票の除票・住民票記載事項証明 ・住所証明（軽自動車税用） * 請求者（窓口に来た人）の本人確認をさせていただきますので、運転免許証など、本人であることを確認できるものをお持ちください。 * 第三者（同一世帯以外の方）の場合、委任状が必要です。	総合窓口課
印 鑑 登 録 証 明	・印鑑登録証（カード）が必要です。 * 証明書の発行のみで、登録は平日のみの受付となります。	
戸 籍 謄 本 ・ 抄 本 等	・全部事項証明書（戸籍謄本）・個人事項証明書（戸籍抄本） ・除籍謄本・除籍抄本・改正原戸籍謄本・改正原戸籍抄本 ・戸籍の附票・身分証明書（本人のみ）・独身証明書（本人のみ） * 本籍と筆頭者名を確認の上お越しください。 * 本籍が行方市にある方のみです。 * 請求者（窓口に来た人）の本人確認をさせていただきますので、運転免許証など、本人であることを確認できるものをお持ちください。 * 直系親族以外の方や第三者からの請求の場合、委任状が必要です。	

本人でないと交付できない場合がありますので、事前に電話で確認されることをおすすめします。

税関係証明の交付

市民税関係の証明書	・所得証明書（児童手当用も含む）、課税証明書、非課税証明書 * 未申告の場合は交付できない場合があります。 * 本人以外の場合、委任状が必要です。	税 務 課
資産税関係の証明書	・評価額証明書、公課証明書、台帳記載事項証明書、資産証明書 * 本人以外の場合、委任状が必要です。 * 現況証明書、住宅用家屋証明書は発行できません。また、台帳閲覧、公図の写しの交付もできません。 * 内容に異動・修正があった場合や、確認が必要なものは平日のみの取扱いとなります。	
納税関係の証明書	・納税証明書 * 本人以外の場合、委任状が必要です。 ・軽自動車継続車検用証明（委任状は不用です。）	
そ の 他	・法人所在証明書 （法人の代表者の印を持参いただくか会社印を押印した委任状が必要です。）	

請求者（窓口に来た人）の本人確認をさせていただく場合がありますので、運転免許証など、本人であることを確認できるものをお持ちください。

旅券の交付・埋火葬許可書の交付

旅 券（パスポート） の 交 付	・申請された旅券の交付（受領） 本人のみ受領でき、代理での受領はできません。 * 申請時にお渡しした引換書を必ず御持参ください。	総合窓口課
埋火葬許可書の交付	火葬場の予約を済ませ、届出人の印鑑を持参の上おいで下さい。（休日は北浦庁舎、玉造庁舎ではお取り扱いできませんので、直接麻生庁舎においでください。）	

国民健康保険からのお知らせ

国保年金課課

☎ 0299 (55) 0111

○保険証更新について

平成22年度の保険証は平成22年4月1日から更新されます。3月下旬に郵送しますので、ご確認ください。

※皆様の医療費は大切な国保税で賄われています。その国保税の納付が滞れば国保財政の運営が危機に陥ります。国保税は納期限内に納付ください。

※納付が滞ると期間の短い保険証になったり、保険証が交付できない場合もあります。

○高齢受給者（70歳から74歳）の

一部負担割合について

70歳から74歳の方は医療機関の窓口での支払い負担割合は1割（現役並所得者は3割）となっています。負担割合が1割に据え置かれていることによるもので、その期間が1年間延長され、平成23年3月31日まで1割となります。1年間延長されたことに伴い、高齢受給者証を再交付いたします。（3割負担の方は変更ありません。）3月下旬に郵送しますので、現在の受給者証と差し替えて、医療機関へ提示ください。

障害者手帳をお持ちの方の

自動車税・自動車取得税の減免制度が

一部改正されます。

行方県税事務所

☎ 0299 (72) 0482

身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合は、自動車税・自動車取得税が免除になります。

障害がある方本人が運転される場合はこれまでと同様ですが、家族の方が運転される場合は平成22年4月1日より手続きが一部簡素化されます。

なお、すでに免除を受けている方については、改めて申請する必要はありません。

	本人運転	家族運転	常時介護者運転
障害者手帳	○	○	○
運転免許証	○	○	○
自動車税の通知書	○	○	○
印鑑	○	○	○
世帯全員の住民票（住民票謄本）	注1	○	—
常時介護証明書	—	—	注3
その他	—	注2	—

注1

自動車の所有者が家族名義で同居の場合と家族運転で同居の場合は、「世帯全員の住民票（住民票謄本）」が必要になります。なお、同居でない場合など不明な点は、県税事務所へ確認してください。

注2

障害者の方が福祉施設に入所している場合は、福祉施設の「一時帰宅等証明書」、「障害者の住民票」、「健康保険証、源泉徴収票、施設入所の申込書などの扶養関係が分かる書類」が必要になります。

注3

「常時介護証明書」は、市役所で発行します。



国民年金の保険料は、お支払い方法によっておトクな割引料金が設定されています。

水戸南年金事務所

TEL 029-227-3251

国保年金課（玉造庁舎）

TEL 0299-55-0111

国民年金保険料は、金融機関・郵便局・コンビニ窓口にて現金払いで1年度分を前納すると年間3,220円の割引になりますので、ぜひご利用ください。

☆前納用（1年度分・6ヶ月分）納付書は4月上旬に郵送する納付案内書につづられています。

※現金払いでの前納は、1年度（12ヶ月分）や6ヶ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要となりますので年金事務所までお問い合わせください。

現金前納のお支払いは

4月1日から4月30日まで

国民年金の保険料は、以下の方法でも納められます！

○口座振替（便利でお得な口座振替による前納もおすすです）

口座振替のお申し込みは、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所で受け付けています。年金手帳、通帳、通帳印をお持ちください。

○クレジットカード納付 クレジットカードによる納付を希望の場合は年金事務所にお申し込みが必要です。

○インターネットや携帯電話を利用しての納付

納付方法については、日本年金機構のホームページをご覧ください。http://www.nenkin.go.jp/

税金

のお知らせ

所得税の確定申告

相談・申告書の受付及び納期限は**3月15日（月）**までです。

確定申告による所得税の納期限は平成22年3月15日（月）です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

振替納税を利用	振替日（平成22年4月22日（木））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 ※新たにご利用になる場合又は転居等により所轄の税務署が変わった場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。
現金で納付	納期限（平成22年3月15日（月））までに金融機関（歳入代理店）又は所轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 ※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税を利用	自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、e-Tax ホームページ（ www.e-tax.nta.go.jp ）をご覧ください。

―還付される税金がある場合の受取方法について―

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号（ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ）を正確に書いてください。なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。（潮来税務署：0299-66-6931）

平成21年度分の税金の納付はお済みでしょうか？

平成21年度分の市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期限が3月1日ですべて期限を経過いたします。

忘れてしまったり、納付書をなくしたなどで、また納付がお済みでない方はお早めに納付をしてください。

納付がない場合は納期限内納税者との公平を保つため、やむを得ず財産（不動産、動産、債権）を差押え、公売等により税金に当てることになりますのでご注意ください。



市営住宅の入居者募集について

建設課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

左記記載の市営住宅の入居者を募集します。

住宅名 みなみ原団地（旧麻生）
所在地 青沼841番地14
間取り 3LDK
構造 RC造
募集戸数 1戸



募集期間 平成22年3月8日～3月19日
入居資格

左記の①～③の全ての要件に該当する方
①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方
③公営住宅法で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合

（1世帯の合計所得額－控除額）÷12
≦15.8万円以下

入居者の選考

募集戸数より申込者が多い場合は、市営住宅管理条例第8条により入居選考委員会を行い入居者を決定いたします。

入居可能予定時期 平成22年5月
申込用紙

所定の申込書がありますので、建設課（玉造庁舎）及び総合窓口課（麻生庁舎・北浦庁舎）にお問い合わせください。

※募集内容・申込み書等については、行方市ホームページにも掲載しています。

（<http://www.city.namagata.lbaraki.jp/>）

申込先 建設課（玉造庁舎）



みなみ原団地

環境美化センターの受付時間が変わります

環境美化センター

☎ 0299（72）1853

平成22年4月1日から、行方市職員の勤務時間を1日8時間から1日7時間45分に短縮させていただくことに伴い、環境美化センターへのごみの直接搬入受付時間を左記のように変更いたします。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

直接搬入受付時間

平日

午前 8時30分～11時30分

午後 1時～4時30分

土曜日

午前 8時30分～11時30分

※毎日の生活でのごみ分別の注意点

・燃えるごみの指定袋に、空き缶等はいれないでください。台所ごみの水分をよくきってください。

・ビンの中身は捨てて中をゆすいでください。飲料用の缶やペットボトルはつぶさないでください。

・燃えないごみ（赤・黄コンテナ）の中に、資源ごみ（ペットボトル・空き缶・ビン）は入れないでください。

・金属キャップは燃えないごみの扱いとなります。

専用住宅での高度処理型浄化槽整備に対し補助金を交付いたします

下水道課（玉造庁舎）

☎ 0299（55）0111

専用住宅に高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）を設置される個人の方に、補助金の交付が予定されています。

受付開始 平成22年4月1日から先着順にて受付いたします。

補助対象地域 公共下水道整備区域及び認可区域、農業集落排水整備区域及び認可区域を除く、行方市全域が対象

補助予定基数 10人槽≦1基

7人槽≦18基

5人槽≦11基（計30基）

人槽	金額
5人槽	876,000円
7人槽	1,219,000円
10人槽	1,719,000円

平成22年度中に工事が完了することが補助を受ける条件となります

単独処理浄化槽（し尿）の撤去補助金

補助予定基数 5基

補助予定金額 9万円

補助対象 単独処理浄化槽（し尿）を高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）に入替える方が対象となります。

就学校の指定変更・区域外就学について

学校教育課（北浦庁舎） ☎ 0291（35） 2111

○就学校の指定について

お子さんが市立の小・中学校に入学するとき、住民登録をしている住所に基づいて（通学区域Ⅱ校区）教育委員会は通学すべき学校を指定します。

○就学校の指定変更

（市内で指定された学校以外の学校への就学を希望する場合）
保護者が左記の理由等により指定された学校の変更を希望する場合、学校の指定変更の申し立てを行うことができます。

【転居による理由】
・家を新築するなど転居が明らかであるため、あらかじめ転居先の校区の学校に通学したい場合
・年度の途中で市内のほかの校区に転居するが、区切りの良い時期（学期）まで現在の学校に通学したい場合

【保護者の勤務等による理由】
・保護者が共働きで、放課後、祖父母などの家に帰らせたいためその校区の学校に通学したい場合
・子どもを保護者の勤務先（自営業地を含む）に帰らせたいためその校区の学校に通学したい場合

【心身上の理由】

・心身上の理由（いじめ・不登校の対応等）により現在の指定された学校を変更したい場合

【地理的な理由】

・通学の利便性などにより指定された学校を変更したい場合

【その他の理由】

・兄弟姉妹が指定された学校の変更を許可されているときで、同じ学校に通学したい場合
・その他諸事情からやむを得ないと教育委員会が認めた場合

○区域外就学

（市外から行方市立の小・中学校への就学を希望する場合）
住民登録が行方市以外の児童生徒で、何らかの理由により行方市の小・中学校への就学を希望する場合、区域外就学の願出を行うことができます。願出後、住民登録地の教育委員会と協議を行い、許可が出た場合に就学することができます。

○手続き方法について

就学校の指定変更・区域外就学を希望する場合、他に私立学校へ就学する場合は手続きが必要です。詳しくは、学校教育課（☎ 0291・352111）へお問合せください。

臨時技術補助員（支援を必要とする子のための介助員）募集

勤務先 行方市内の幼稚園及び小学校
雇用期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日
（勤務日：月曜日～金曜日）
募集人員 若干名 **応募資格** 市内もしくは隣接市在住
賃金 時給 750 円（通勤距離により別途交通費支給）
勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分
※勤務時間により厚生年金保険、健康保険、雇用保険の適用あり
休日 土・日曜日・祝日及び夏休み、冬休み等（雇用期間に応じ年次有給休暇あり）
応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し持参または郵送により応募してください。
提出期限 平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 5 時必着
選考方法 書類選考後、採用予定者に面接をします。面接は 3 月下旬を予定しています。
問・申 〒 311-1792 行方市山田 2564-10
学校教育課 ☎ 0291-35-2111

臨時技術員（幼稚園教諭）募集

勤務先 行方市内の幼稚園
雇用期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日
（勤務日：月曜日～金曜日）
募集人員 若干名 **応募資格** 市内もしくは隣接市在住
賃金 日給 7,440 円（通勤距離により別途交通費支給）
勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩時間 1 時間）
※勤務時間により厚生年金保険、健康保険、雇用保険の適用あり
休日 土・日曜日・祝日及び夏休み、冬休み等（雇用期間に応じ年次有給休暇あり）
応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し持参または郵送により応募してください。
提出期限 平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 5 時必着
選考方法 書類選考後、採用予定者に面接をします。面接は 3 月下旬を予定しています。
問・申 〒 311-1792 行方市山田 2564-10
学校教育課 ☎ 0291-35-2111

行方市障害者地域活動支援センター指導員（契約職員）募集

受付期間 平成 22 年 3 月 1 日（月）から平成 22 年 3 月 17 日（水）（日曜休）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までに市販の履歴書（写真貼付）を提出※郵送不可 直接事務局へ提出すること
採用職種 契約職員（指導員） **採用予定数** 若干名
応募資格 障害福祉に対し理解がある方、普通自動車運転免許を有する方又は採用までに取得可能な方
採用時に行方市または近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方
契約期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日 **給与等** 本会の契約職員の規則に基づき支給
問合せ・申込先 〒 311-3512 行方市玉造甲 403
行方市社会福祉協議会（事務局）地域福祉係 ☎ 0299-36-2020